3.　（略） 4.　基準適合性の判定 独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用ＯＢＤの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。	3.　（略） 4.　基準適合性の判定 独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用ＯＢＤの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。
装置の種類 / 1.⑴①から⑪までに掲げる装置 （略）	不適合要件 / （略） （略）
別添125　車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準 1.～4.　（略） 5.　情報アクセス・記録の対改ざん性 5.1.　車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1.から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。 5.1.1.　（略） 5.1.2.　車両総重量が3.5ｔを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車を除く。）については、5.1.2.1.から5.1.2.3.までに掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。 5.1.2.1.　電気を動力源としない自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。）　別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.6.3.に掲げる基準 5.1.2.2.　電気を動力源とする自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車　ＳＡＥ　Ｊ1979、ＳＡＥ　Ｊ1979―２又はＳＡＥ　Ｊ1979―３。なお、5.1.2.1.及び5.1.2.3.に掲げる規定を使用してもよいものとする。 5.1.2.3.　5.1.2.1.及び5.1.2.2.に掲げる自動車以外の自動車　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」3.1.に掲げる基準 5.1.3.　（略） 5.2.～5.5.　（略）	別添125　車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準 1.～4.　（略） 5.　情報アクセス・記録の対改ざん性 5.1.　車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1.から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。 5.1.1.　（略） 5.1.2.　車両総重量が3.5ｔを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車を除く。）　別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.6.3.に掲げる基準 （新設） （新設） （新設） 5.1.3.　（略） 5.2.～5.5.　（略）

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（原動機及び動力伝達装置） **第四条**　（略） ２～８　（略）	（原動機及び動力伝達装置） **第四条**　（略） ２～８　（略）